

志賀原子力発電所における県・地元町への 連絡基準に係る覚書の改定について

平成16年3月11日
北陸電力株式会社

当社は、これまで石川県、志賀町及び富来町との間で「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」の改定について協議してまいりましたが、本日、協議がまとまり、改定いたしました。

同覚書は、平成15年7月17日に締結しましたが、その後、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」が改正（平成15年10月1日施行）されたこと及びこれまでの運用実績等を踏まえ、連絡事象を具体的に記載し、明確化したものです。

当社といたしましては、今後とも、情報公開の積極的な推進、透明性のより一層の確保に努めてまいります。

以上

<主な変更点>

- (1) 覚書の連絡区分の「その他必要と認める事項が生じたとき」について、内容を明確にした。
- (2) 志賀原子力発電所の出力変動については、発電機の出力変動としていたものに、原子炉の出力変動を追加した。
- (3) 安全上重要な機器などの点検で機能維持が速やかに確認できない故障が発見されたときを追加した。
- (4) 原子炉内及び格納容器内で予定外に広範囲にわたる作業を行ったときを追加した。
- (5) その他記載方法の適正化を行った。

<運用開始の日>

この覚書の改定については、本日（3月11日）より運用を開始。

志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書の変更点

	変更点	変更・追加の内容
法令改正に基づく明確化	(1) 覚書の連絡区分の「その他必要と認められる事項が生じたとき」の内容明確化	<p>以下の内容を具体的に記載した。</p> <p>原子炉施設の事故、故障等により発電機出力若しくは原子炉出力のいずれかが定格の5%を超えて、出力変動したとき又は出力変化が必要となったとき。</p> <p>原子炉の運転に関連する主要な機器又は原子炉建屋（以下「主要な機器等」という。）の故障であって、発電所の運転に支障を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物質が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、以下の場合を除く。</p> <p>ア．気体状の放射性物質の漏えいであって、管理区域内で換気空調系が機能している場所での漏えいの場合</p> <p>イ．液体状の放射性物質の漏えいであって、漏えいの拡大防止を目的とした堰若しくは堰と同等の機能を有する設備内に止まる場合又は堰若しくは堰と同等の機能を有する設備の外において漏洩した全放射エネルギーが $3.7 \times 10^6 \text{ Bq}$ を超えない場合</p> <p>原子炉施設の運転又はその故障等が直接の原因となって、死亡又は入院治療を必要とする人の障害が発生したとき。</p>
	(2) 発電所の出力変動について追記	「安全協定第9条には該当しないが、発電機出力若しくは原子炉出力が変動したとき又は出力変化が必要となったとき。」を追記した。
	(3) 安全上重要な機器などの点検を追記	「原子炉の停止中に、国の指示に基づく若しくは他の発電所で発生した故障等に関連する点検により、主要な機器等に故障等が発見されたとき、又は安全上重要な機器等の点検において、機能維持されていることの確認が速やかにできない故障等が発見されたとき。」の下線部分を追記した。
運用実績等に基づく変更	(4) 予定外に広範囲にわたる作業を追記	「原子炉の停止中に、原子炉内及び格納容器内において、予定外に広範囲にわたる作業を行ったとき。」を追記した。
	(5) 記載の適正化	「具体例の記載内容変更」及び「文章表記の変更（文頭記号付与及び変更）」など記載方法の適正化を図った。

法令改正と連絡基準覚書改定について

